

二本松の菊人形マスコットキャラクター「菊松くん」商標使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二本松の菊人形マスコットキャラクター「菊松くん」に係る商標(以下「本件商標」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「本件商標」とは、登録第5415837号にて商標登録原簿に登録されたものをいう。

(商標の使用)

第3条 何人も、営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、本件商標を使用することができる。

2 前項に定める場合を除き、本件商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ二本松の菊人形マスコットキャラクター「菊松くん」商標使用申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、一般財団法人二本松菊栄会(以下「会」という。)に提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、改変することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 二本松市及びその関係機関が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 非営利団体が、営利を目的としない活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他会長が適当と認めたとき。

3 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、二本松の菊人形マスコットキャラクター「菊松くん」商標使用承認(不承認)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

4 会長は、使用承認に際し必要な条件を付すことができる。

(承認の基準)

第4条 会長は、次のいずれかに該当するときは、前条及び第8条の申請を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 会及び二本松市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (5) 本件商標を第7条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (6) その他会長が不適當であると認めたとき。

(使用料)

第5条 本件商標の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 使用承認期間は、令和13年6月3日までを限度とする。

(遵守事項)

第7条 本件商標の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) 本件商標に名称等を併記して使用すること。
- (4) 本件商標のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 本件商標を使用した商品等は、完成後速やかに会長に提出すること。ただし、提出が困難である場合については、形状のわかる写真の提出をもって、その提出に代えることができる。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ二本松の菊人形マスコットキャラクター「菊松くん」商標使用承認変更申請書（第3号様式）に必要書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更の承認については、第3条の規定を準用する。

(使用状況及び終了の報告)

第9条 本件商標を使用した商品の販売等による営利を目的とする使用者は、本件商標の使用期間中の年度ごとに使用状況をとりまとめ、二本松の菊人形マスコットキャラクター「菊松くん」商標使用状況報告書（第4号様式）により、会長へ報告しなければならない。

2 前項の使用者が、本件商標の使用を終了するときは、二本松の菊人形マスコットキャラクター「菊松くん」商標使用終了報告書（第5号様式）により、会長に報告しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 会長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 使用者が、本件商標の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行する。